

白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和3年3月12日（金）午後1時30分
2. 開 会 令和3年3月12日（金）午後1時30分
3. 開 議 令和3年3月12日（金）午後1時30分
4. 閉 会 令和3年3月12日（金）午後2時40分
5. 委員定数 14名
6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1 番 尾崎 義治	2 番 柏木 彰文	3 番 鈴木 隆文	4 番 田中 英二
5 番 山本 孝一	6 番 市川 博	7 番 後呂 豊	8 番 高垣 啓
9 番 藤原 久恵	10 番 杉谷 孫司	11 番 寒川 敏行	12 番 小野 真一
13 番 小阪 孝太郎	14 番 楠本 徹男		
7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。
8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

係 長 榎本 隆司	主 査 橋本 昂樹	主 査 濱口 大輝
-----------	-----------	-----------

9. 議事日程

議題

報告第 5号	農地の形状変更について	1件
議案第 8号	非農地証明について	3件
議案第 9号	農地法第3条の規定による許可について	1件
議案第10号	農地法第4条の規定による許可について	1件
議案第11号	農地法第5条の規定による許可について	3件
議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第13号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	6件

10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

事務局

皆さんこんにちは。

定刻となりましたので、只今から3月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。

それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、只今より会議に入らせていただきます。

本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。

それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。3番の鈴木 隆文委員と10番の杉谷 孫司委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

3番委員、10番委員 はい。

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。
報告第5号 農地の形状変更についてを、事務局より報告願います。

事務局 はい。報告第5号 農地の形状変更につきましてご報告いたします。
議案書の1ページをお願いいたします。
対象地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は544㎡です。
申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
100cmの農地の嵩上げです。
理由は、果樹栽培を目的に畑の土壌改良、排水改善及び作業性を高めるための段差解消を目的に土砂入れを行うため、届け出ましたとのことです。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第5号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。
続きまして、議案第8号 非農地証明について上程致します。
3件ございますが、一括して事務局から説明願います。

事務局

はい。議案第8号 非農地証明についてをご説明いたします。

まず、1番につきましてご説明いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳が田、現況が雑種地、面積は357㎡です。

申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

昭和年月日不詳で雑種地とのことです。

申請理由は、当該地は相続により取得し、地目が農地であることがわかりました。少なくとも昭和50年頃から資材置場として利用し、現在に至っておりますとのことです。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳が畑、現況が雑種地、面積は85㎡です。

申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

昭和年月日不詳で雑種地とのことです。

申請理由は、当該地は平成9年に隣接地を売却した際には既に駐車場として使用しており、現在に至っておりますとのことです。

続きまして、3番につきましてご説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で、地目は、台帳が、字〇〇、〇〇が田、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇が畑、現況がいずれも山林、面積はそれぞれ1,041㎡、383㎡、251㎡、1,309㎡、357㎡、42㎡、109㎡の、合計3,492㎡です。

申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

昭和年月日不詳で山林とのことです。

申請理由は、当該地は物心ついた時にはすでに山林であり、現在に至っておりますとのことです。

なお、1番につきましては、3月3日に〇〇番の〇〇委員、〇〇番の〇〇委員、〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員に、2番につきましては、3月2日に〇〇番の〇〇委員、〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員に、3番につきましては、3月4日に〇〇番の〇〇委員、〇〇番の〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員に、現地確認をしていただいております。

現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。

～スライド説明～

以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。

1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2番につきましては〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 3番につきましては〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 3月4日に事務局と現場にいきました。異議ございません。

議長 他の委員さん方いかがですか。

- 全員 異議なし。
- 議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第8号につきましては、申請通り承認いたします。
続きまして、議案第9号 農地法第3条の規定による許可についてを上程致します。
事務局より説明願います。
- 事務局 はい。議案第9号 農地法第3条の規定による許可についてをご説明いたします。
議案書の8ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇で、地目は、いずれも、台帳、現況ともに畑、面積はそれぞれ、1,312 m²、1,338 m²、514 m²の、合計 3,164 m²です。
譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、7,916 m²となります。
申請理由は、譲受人においては、当該地を借り受けて耕作していました。今般、譲渡人より譲渡の相談があり承諾したので、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、遠方に居住しているため耕作できません。今般、譲受人に譲渡の相談をして承諾を得たので、本申請に至りましたとのことです。
- また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。
精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。
以上です。ご審議よろしくお願い致します。
- 議長 事務局からの説明を終わります。
本件につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 この間に〇〇委員さんと一緒にみにいきました。現実問題そこは少し荒れていますが、〇〇さんはこの近辺も借りて耕作しているので、異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第9号につきましては、申請通り承認いたします。

続きまして、議案第10号 農地法第4条の規定による許可について上程致します。
事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第10号 農地法第4条の規定による許可についてご説明いたします。
議案書の10ページをお願いいたします。
申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳が田、現況は雑種地、面積は215㎡です。
申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
個人住宅への転用申請です。
申請理由は、私は実家で兄と同居しているため、新居を構えたく、本申請に至りましたとのことです。
また、すでに土を入れ、駐車場として利用をしているので始末書付きの申請となっています。
なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。

また、書類を精査したところ、農地法第4条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。

現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。

～スライド説明～

以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。
本件につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現地を〇〇委員と〇〇委員と確認しました。埋めていますが特に異議ございません。

議長 他の委員さん方いかがですか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第10号につきましては、申請通り承認いたします。
続きまして、議案第11号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。
3件ございますが、一括して事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第11号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。
まず、1番につきましてご説明いたします。
議案書の12ページをお願いいたします。
申請地は、字〇〇で、地目は、台帳が山林、現況が畑、面積は640㎡です。
譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
所有権移転を伴います駐車場用地への転用申請です。

申請理由は、譲渡人は当該地を相続により取得しましたが、売却を検討していました。今般、隣接地を所有する譲受人より貸駐車場にするために購入したいと申し出があり、本申請に至りましたとのことです。台帳地目は山林であります。現況が農地であることによる転用申請となります。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。

議案書の14ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況、ともに畑、面積は330㎡です。

譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

所有権移転を伴います個人住宅用地への転用申請です。

申請理由は、譲渡人は当該地を相続で取得しましたが、遠方に居住しているため、売却したいと考えていました。譲受人は居住用地を探していたので、利害が一致し、本申請に至りましたとのことです。

なお、本申請地の農地区分は、ほ場整備事業を行った区域内のため第1種農地となりますが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地です。

続きまして、3番につきましてご説明いたします。

議案書の16ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況、ともに畑、面積は612㎡です。

譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

所有権移転を伴います個人住宅、駐車場用地への転用申請です。

申請理由は、譲受人の娘夫婦は〇〇市に居住していましたが、仕事で白浜町に移り住むこととなり、居住地を探していました。譲渡人から当該地を購入することになりましたが、娘夫婦には資金的な余裕がないため、譲受人が新築し、娘夫婦の住居にするため、本申請に至りましたとのことです。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。

また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。

精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。

現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。

～スライド説明～

以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。

1番につきましては、白浜地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 特に異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 きれいに松の木から木を切って清掃してくれています。異議ございません。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先般、〇〇委員と〇〇委員で現地を確認しました。異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第11号につきましては、申請通り承認いたします。

議長 続きまして、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について上程致します。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。

事務局 申請地は、〇〇字〇〇、字〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ460㎡、895㎡です。

事務局 譲受人は、〇〇の〇〇で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

事務局 所有権移転を伴います太陽光発電施設用地への転用申請です。

事務局 申請理由は、譲渡人は転出のため帰郷する見込みがないので売却したく、譲受人は太陽光発電を行い売電したいと考え、立地条件もよいことから、本申請に至りましたとのことです。

事務局 なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。

事務局 本件につきましては2月の農業委員会において上程いたしましたが、隣接農地の同意を得られていなかったため、調査委員会を設置し、本申請地を調査いただき、本申請の妥当性をこの農業委員会で報告していただくこととなっております。

事務局 また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。

事務局 精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。

現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。

～スライド説明～

以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長

事務局からの説明を終わります。

本件につきましては調査委員会からご報告いただきます。〇〇番の〇〇委員、お願ひします。

〇〇委員

3月4日に、〇〇委員と〇〇委員と3人で確認しました。土地がわからないというのは耕作放棄地だったので、異議ございません。

議長

今、調査委員会から報告をいただきました。委員さん方いかがですか。

全員

異議なし。

議長

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第12号につきましては、申請通り承認いたします。

続きまして、議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。

〇〇番の〇〇委員と、〇〇地区の〇〇委員が当事者となっておりますので退席をお願いいたします。

～ 〇〇番 〇〇委員、〇〇地区 〇〇委員 退席 ～

議長

それでは、事務局より説明願ひます。

事務局

はい。議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書の20ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。

利用権設定件数は6件、11筆で、9,838㎡となっております。

1番、2番、6番につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。

また、4番と5番が賃借権の設定です。

続きまして、詳細についてご説明いたします。

1番についてご説明いたします。議案書の22ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は409㎡です。

借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和3年4月1日から6年間の使用賃借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は886㎡です。

借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和3年4月1日から10年間の使用賃借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、200㎡、726㎡の、合計926㎡です。

借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和3年4月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、247 m²、310 m²、628 m²、1,123 m²の、合計2,308 m²です。

借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和3年4月1日から5年間の賃借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は2,110 m²です。

借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和3年4月1日から5年間の賃借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、6番についてご説明いたします。議案書の32ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、1,502 m²、1,697 m²の、合計3,199 m²です。

借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和3年4月1日から6年6ヶ月の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長

事務局からの説明を終わります。

1番と2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 1番、2番とも再設定ですので、異議ございません。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 3月8日の日に三人で現地を確認しました。〇〇さんの家の隣で、再設定ですので異議ございません。

議長 4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 再設定ですので異議ございません。

議長 5番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 この件は親子2代に渡る継続契約ですので異議ございません。

議長 6番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 継続ですので異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第13号につきまして、計画の決定を承認致します。

それでは、〇〇番の〇〇委員と、〇〇地区の〇〇委員に着席していただきます。

～ 〇〇番 〇〇委員、〇〇地区 〇〇委員 着席 ～

議長 以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。
続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局 ①令和2年中における白浜町賃借料情報について
②令和3年度委員会開催予定日、申請締切日について
③遊休農地について
(事務局より報告)

議長 報告事項は以上でございます。
他に何かご意見はございませんか。

〇〇委員 委員会開催予定について、1年間で町長に出席してもらって、ヒヤリングをする機会を年2回くらい設けてください。もう1点は白浜町で農業をしている後継者の方と農業委員とのヒヤリングの機会を年1回くらい設けてください。特に町長については、選挙で農業法人化を実現したいとのことでしたが、1年経過しましたが、進展が見られません。農業委員会の後、どうするのか話を詰めていかないと進んでいかないと思うので、是非機会を持ってもらいたいと思います。

議長 農業委員会に来て町長が何か意見を述べるというのは別のことですが、委員さんと話をすることは大変必要なことだと思います。委員会に来て、挨拶か傍聴しかできないが、そういう機会を持つということは当然のことだと思います。そのように取り扱いしたいと思います。
県の場合、4月に知事が来ているが、挨拶だけして帰っています。

町長との調整、後継者との調整について実現に向けて進めていきます。
他に何かご意見はございませんか。

〇〇委員 コロナを理由に全部自粛して、一切何もしないことは正解ですか。それでいいのですか。例えば、予算でも、農業委員会の視察に行って勉強するのを何もせずに、予算が流れます。据え置いてくれない。色んな勉強の仕方、費用の使い方があると思います。いいビデオが沢山出ているので買って資料を皆で見るとか、方法はたくさんあると思います。今いくらくらい予算流れる予定ですか、100万円くらいですか。

事務局 そんなにないです。視察に使っていた分については40万円、50万円くらいです。

〇〇委員 それについては、このまま行ったら40万円、50万円そのまま流れてしまう、そういう事を何も考えてなかったのですか。

事務局 考えていませんでした。

〇〇委員 考えてなかったでは、話にならないです。予算を使って事業するのが、職員の仕事だと思います。コロナで行かなくて、楽だったではなく、その40万円を活用して何かする方法がないかとか、何故そのように思わないのですか。

議長 予算組んでいるのだから、使い方を研究してみてください。

〇〇委員 来年度へ繰り越しは出来ないのですか。

事務局 それは出来ません。

- 〇〇委員　　とにかく事務局が行き、ビデオを撮ってきて皆で見るとか、色々な方法があると思います。
- 事務局　　研究してみたいと思います。
- 〇〇委員　　勉強してくれたら、これは出来る、これは出来ない、これはしようと、前向きな取り組みが出来ますが、何もなかったら、どうしようもないです。先程も言ったように町長と話をすることも、皆さんが率先して物事を進めて行く、アイデアを出してもらわないといけません。後継者がいても農協の窓口で出会っても、知らない人ばかりで、我々もサポートしていく義務があるのだから、我々もどこで農業しているのか広く知っておく必要があるのです、そういう場を設けてもらわないと、農業している人と面識がないのです。
- 〇〇委員　　でも、後継者というが、米だけは生活ができません。所得が低すぎます。農業をする人も後にくる人がいないと言っています。農業をする人がいなくなっている。どこかへ勤めて、月20万で年間240万だったら、それだけの所得上げるのだったら、農業をやめる大変なことです。
- 〇〇委員　　白浜町の公社はどうなっているのですか。
- 議長　　我々の仕事です。
- 〇〇委員　　役場が法人化してやると言っていました。去年この農業委員会の席上で、農業耕作の件で、紀南農協へ働きかけるとあったが、行って来てくれた結果はどうだったのですか。
- 〇〇委員　　その後、結果というよりも一切何も聞いてないです。農協も良い職員を置いているから対応してくれると思います。
- 〇〇委員　　農林水産課の方が調査して資料を作って、そのような方向に向かっていくということですが、日置に個人で耕

作を請け負ってやってくれている人はいますが、今、痛切に感じているのは、そのような組織ができてくることが、大事なのかなと思う時に、この前、会長も新聞に載っていましたが、紀南農協に働きかけにいった。非常に楽しみに思っていたが、それを押し進めて行くことができそうなのですか。

議長 そうゆう資料出しますと言ってくれました。野菜沢山あるのかと思っていたが、白浜から持って行っているのはほんの少ししかありません。

〇〇委員 みかんとかであれば、田辺の市場で残った物とかはあるのですが、あまり詳しくは知りません。昔ここに居た時に、天王寺動物園からユウカリ作って欲しいと言われましたが、年間1億円、ここだけで作ったら、台風が来たらダメになるので、ここでも作り、奈良の奥地でも作り、色々な所で作って、どこかがダメになってもいいようにしているそうです。パンダの笹とかも同じ様にあちこちで作っているが、好き嫌いがあって、食べる笹を探すまで、今のところになりました。単発で資料提供しては、ほんの微々たるもので、採算が合わないが、私が言いたかったのは、サトウキビを作ってゾウに食べさせているとなったら話題性がある。昔は人も食べていたので、誰でも食べていいですよとなったら、他の地域との交流になり、帰りに『あぜみち』に寄って野菜でも買って帰るかとなり、「こんなのあったで」となって、そこから広がっていくと思います。それが、例えば紀伊民報に載ったら、そんな動きしているという評価になってくると思います。どこか小さなことでもスイッチを入れなくてははいけません。

議長 そうですね。

〇〇委員 それで、お金がいるのかといっても、サトウキビを植えても、そんなにお金はかかりません。とにかく、仕掛けして動かないと現状は変わらないと思います。そこで仕掛け人を誰がするかとなった時に、アイデア出してそれをするとすると、やはり行政の中で企画の出来る人が必要です。

〇〇委員 それをしようとしたら、行政の骨のある人を育てていかないと、出来ないと思います。

〇〇委員 私が、この前の田圃を借りた時に、合鴨農法をした時に、合鴨の写真を撮る人、幼稚園の子供たちや学校の行き帰りの学生や俳句をする人が見て俳句を作ったりしました。何か動かなければ小さくなって萎んでいくから、きっかけは何でもよいが、動かなくتهはいけないと思います。

もう一つは、行政を主体にした農業法人の立ち上げという看板を打ち出しているのだから、年に2回か3回何をしたか報告してもらわないといけません。皆に情報を集めるために情報を流してあげるとか、そういうことは、そんなにお金もかかりません。色々方法はあると思います。

〇〇委員 それをやって行こうとしたら、大変ですよ。

議長 他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和3年4月9日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。

それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

楠本会長は、午後2時40分に閉会を宣した。

閉会終了 午後2時40分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、別紙原本に行っています。